



利用予約延期協力金

概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止する目的で三重県が実施する「宿泊予約延期協力金」及び「来県延期協力金(屋外体験施設)」の協力金制度について、鳥羽市は独自支援として当制度に上限枠12万円を上乗せして交付します。

支給額

4/20～5/31の観光客・宿泊者等の予約を延期または予約を受け入れないために自主休業を行った対象者に下記のとおり協力金を支給します。

$$\text{支給額 (上限12万円)} = \left(\text{予約延期等を行った人数(人)} + \text{予約を受け入れないために行った自主休業の日数(日)} \right) \times 6,000\text{円}$$

対象者

下記の事業者のうち4/20～5/31までの間に、観光客・宿泊者等の予約を延期又は予約を受け入れないために自主休業を行ったなど、ご協力をいただいた事業者
(※基本的に三重県の「宿泊予約延期協力金」及び「来県延期協力金」の対象事業者の条件と同様です)

- ・市内の宿泊事業者(旅館業法の許可を受けていること)
- ・遊漁船事業者(遊漁船業の適正化に関する法律に定める手続きにより、登録があること)
- ・観光船事業者(海上運送法に定める手続きにより、認可を受けていること)
- ・自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者(釣り堀、キャンプ場、ダイビング等)
- ・住宅宿泊事業者(民泊)(住宅宿泊事業法の届出を行っていること)

申請期間

7/31(金)まで(必着)

担当

観光課観光企画係 25-1155

SAVE A LIFE
MAKE A FUTURE

守りたいこの笑顔 つくろう2週間後の未来

影響を受けた事業者への支援

【宿泊施設】【屋外体験施設】対象

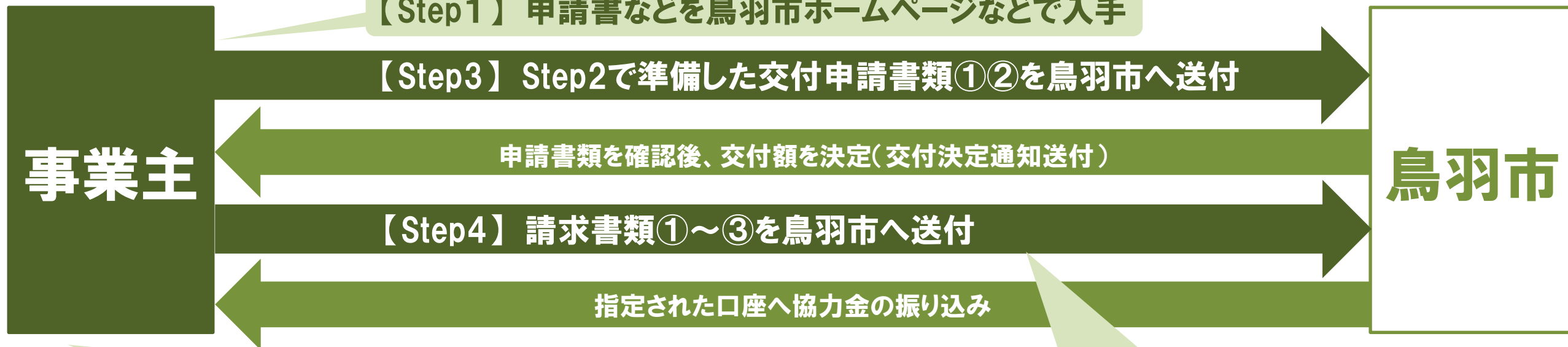
利用予約延期協力金

(手続きの流れと必要書類)



鳥羽市新型コロナウイルス
感染症対策本部情報発信部会

【申請スキーム】



【Step2】申請書類の準備 《準備する書類一覧》

- ① 交付申請書(第1号様式)
- ② 必要な証明書類(申請内容に基づき以下の中から)
 - (1) 予約延期・キャンセル数を証明する書類
例: 予約管理台帳、インターネットの予約管理画面等
 - (2) 営業休止日等の状況を証明する書類
例: 施設入口への掲示物やHP、SNSへの掲載等が分かる画面等もしくは
- (3) 三重県「宿泊予約延期協力金」「来県延期協力金」の交付決定通知書の写し

【Step4】請求書類の準備 《準備する書類一覧》

- ① 請求書(第3号様式)
- ② 決定通知書の写し
- ③ 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

※本協力金は基本的には三重県の「宿泊予約延期協力金」「来県延期協力金」に鳥羽市独自で上乘せを行うものです。
※三重県の協力金制度については県HPを参照下さい

申請方法

原則郵送のみ

申請期間

5月15日(金)～7月31日(金)(必着)

申請書
送付先

〒517-0011 鳥羽3丁目1-1 鳥羽市観光課 利用予約延期協力金担当あて